

令和4年度 第1回扶桑町地域公共交通会議 議事要旨

日時：令和4年5月30日（月）午後1:30～

場所：扶桑町役場2階大会議室

出席者：〈委員〉18名中17名

中部大学教授《会長》	磯部 友彦
犬山タクシー株式会社	長屋 涼
愛知県タクシー協会	松浦 秀則
犬山タクシー株式会社 運転手代表	永川 博之
扶桑町老人クラブ連合会代表	間宮 進示
扶桑町身体障害者福祉会代表	源口 千秋
扶桑町山那地区代表	大滝 雅男
扶桑町北新田地区代表	長瀬 直子
中部運輸局愛知運輸支局	山内 三奈
愛知県都市・交通局交通対策課	大林 益英（代理：八木 郁也）
愛知県一宮建設事務所維持管理課	渡邊 浩行
愛知県犬山警察署交通課	鈴木 光史
扶桑町副町長《副会長》	北折 廣幸
名古屋鉄道株式会社	花村 元気
社会福祉法人 扶桑町社会福祉協議会	尾関 麻也
一般社団法人尾北医師会	白木 精
株式会社アイシン	杉山 仁

〈事務局〉4名

総務部長	兼松 和彦
政策調整課長	齊木 雅宏
政策調整課統括主査	林 幸弘
政策調整課統括主査	世古 直樹

会議資料：資料1：チョイソコふそう実証運行（2022年10月～2023年9月） 運行計画（案）

資料2：地域公共交通導入・地域公共交通計画策定スケジュール

資料3-1：扶桑町地域公共交通会議財務規程

資料3-2：扶桑町地域公共会議事務局規程

資料3-3：令和4年度 扶桑町地域公共交通会議 予算（案）

資料4：プロポーザルの結果について

資料5：チョイソコふそう停留所MAP（暫定版）

## 1 開会

【事務局】 開会の挨拶を行う。

【磯部会長】 挨拶を行う。

【事務局】 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための諸連絡を行う。今年度、移動等により変更になった3名の委員の紹介を行う。また、新たな委員として(株)アイシンの杉山委員の紹介を行う。扶桑町地域公共交通会議の委員数18名に対し、本日は17名が出席されている。過半数を超えているので、本日の会議が成立していることを宣言する。代理出席と説明者の出席を報告。傍聴者(3名)について説明を行う。また、配付資料の確認を行う。

【磯部会長】 議事録署名者に永川委員、渡邊委員を指名。

## 2 議題

### 協議事項

#### ① チョイソコふそう実証運行(2022年10月～2023年9月) 運行計画(案)

【事務局】 事務局林統括主査より資料1に沿って説明

【山内委員】 2点確認しておきたい。停留所について、住宅地停留所については「安全性を考慮し」という1文があるが、事業者停留所についても事業主体の方で安全性の考慮の検討を行っていくのか。

検証項目の中の予約不成立状況について、これは何を持って予約不成立というのか。どう考えているのか確認したい。つまり申込の時間があると思う。申込の時間はだめだが、時間をずらしてOKとなったものについてどのように考えているか。車は2台なのでそれをどう運用していくかということだと思うが、実態としてどう掴もうとしているかを尋ねたい。

【事務局】 事業者停留所の安全性については、こちらの住宅地停留所と同様、安全性に考慮して配置していく。可能であるところは、事業者の敷地内に入り込み、安全に乗降できる場所を確保していく。続いて2つ目の予約不成立について、最初の予約の次に促した際にどのように判断していくかというところは、時間をずらしてご案内できたものについ

ては、乗車ができたものと判断していきたいと考えている。実際にチョイソコふそうを利用できなかった、利用しようと思っても利用できなかったというものを予約不成立状況と考えていきたい。

**【磯部会長】** 2番目の質問はデータでもって保全できるかというスキルにも依存するかと思う。システムの状況を把握して、そのような調整過程も検証に必要なかもしれないと感じる。

**【大滝委員】** 2つばかりお願いしたい。「町は、必要に応じて住民情報等をもとに会員条件の確認を行うものとする。」とあるが、必要に応じてとはどういう意味か。会員になられた方が亡くなられた場合、「会員からの連絡に基づき、その時点で会員情報を抹消するものとする。」とあるが、亡くなっていたら本人からは連絡できない。亡くなられたら役場にいるいろと届けを出す、それがここにリンクしてくるのかどうかというのも含めて教えてほしい。

**【事務局】** まず必要に応じて住民情報等をもとに会員情報の確認を行うということは、利用登録の際に例えば身体障害者の情報、番号等をコピーの添付という形をとらないため、町の方でその情報が正しいものかという照合をしていく。2点目の亡くなられた際のリンクも併せて町の情報とつきあわせて会員情報の抹消を行っていきたいと考えている。

**【大滝委員】** もう一点停留所の件で、「住宅地停留所とは、町内の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性及びチョイソコの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意をもとに設置する停留所とする。」と書かれているが、この地域住民というのは住宅地停留所のどこまでの住民を指すものか。

**【事務局】** まず今現在で住宅地停留所というのは、各地区の代表である駐在員に伺い確定していきました。その中で地区の住民の総意、意見を駐在員にまとめてもらったという認識で事務局は進めている。

**【磯部会長】** 今の質問、最初の方は亡くなった場合だけでなく、転出もあるだろう。そこも確認事項に入れてもらいたい。住宅地停留所は確かに大きくはこれでよいが、細かい運用方法も明文化しておいた方が、地域の方も代替わりしていくので、運用方法も変更していかなければいけない場合も出てきたりする。明文化しておいて、運用していくべき。

【源口委員】 障害者に対する対応を先ほど答えてもらったが、失礼だが、正しく対応するといっていたが、何を持って正しいと町民に説明できないと、正しいという不確定な価値観によって違う概念の言葉が誤解を招くのではないか。

【事務局】 障害者に向けた利用ということに関しては、自身で予約ができる、自身で乗車できる方であれば可能という形にしている。ただどうしても車いすを乗せることができないので、車いすの介助を運転手にしてもらえないので、そういった方々は利用することができないという案内になる。

【源口委員】 障害者であろうとなかろうと意思表示ができるという点においては、障害者だから意思表示ができるかどうかということ、表示することは不合理な話にならないか。一般の人でも障害者でも意思表示ができるかどうかと言うことにかけては同じではないか。意思表示ができない障害者の場合においては、後段で話していた。意思表示云々で障害者の概念とすると、今せっかく答えてもらったのは私の理解が不足するかどうか分からないが、少し理解ができないなと私の方では思い質問した。

【磯部会長】 少し言葉の使い方が前後逆になったことだが、ご理解いただけたか。委員の解釈聞こえた感じでは、障害者だから意思表示ができないと聞こえてしまったそれはおかしいのではないか、そういう話で違いないか。だから意思表示ができない方はまた別の方法でいろいろと助けが必要、それは障害者とは関係ないよねということの説明してほしい。それに関しては会員条件、要するに会員として登録するときの登録の書類の形に、どういう項目を用意してどこまで書くのかになると思うので、それがいると思うので、早めに用意してもらって皆さんに確認してもらった方がいいかなと思う。そうすると会員条件にはまるとか色々なことが、先ほどのどういう形でどういう対応したらいいかが見えてくる。これらが記載された会員登録申込書はまだでいていないか。

【事務局】 申込の登録用紙に関しては現在作成中である。そういったところも加味して、ただ全戸配布を計画しているので、できるだけ早い段階で修正をかけていけるようにしたい。

【磯部会長】 事前に会議の委員に送ってもらって確認とってもらえたらよいのではないかと思う。早くしないとシステムにも間に合わなくなってしまうので。

【松浦委員】

例えば会員証を発行するのか、しないのか。

【事務局】

会員証は発行する。登録申請をしてもらって、アイシンの方にそれを送る。そうするとアイシンの方から会員証が届くので、それをもとに利用していく流れになる。

【松浦委員】

会員証を見せて乗るのか。そうではないのか。

【杉山委員】

会員証についてだが、会員登録が終わったら会員の自宅に直接郵送させていただく。実際にシステムの中で会員の番号と名前とかいろいろな情報が登録されているので、その会員番号と名前を使ってもらい乗車の受付を行っていく。実際の車両の方ではドライバーの方が乗車する方の名前だとかというのは知っているのですが、そちらで名前等で確認して、もし確認が取れないようであれば、会員証も出してもらい確認をとる流れになると思う。

【松浦委員】

私が思ったのは、会員証の発行や回収というのは大変難しいし、結構たくさん数になってしまったらデータの分かるならば、会員証忘れたから乗れないとか乗れる等いろいろなトラブルが多いので、なくてもいいのではないかなと思う。会員証がなければ乗れないという日々問題が出てくるので、データのきちっとしているなら柔軟な対応でよろしいし、市町村が発行すると破棄したり発行したりする事業が大変で結局結構市町村でも会員証をやめたところもあるので、アイシンはそのへんは取り組んでもらえればいいのかと思うが。最初会員証を出そうとしたところが一年ぐらいやってもうやめたというところがあるので。

【磯部会長】

どういう運用していくかということだと思うので。予約までできたが、カードを忘れて乗れないことって確かにかわいそうである。名前や番号または何々町の誰々ですとかいえば分るとか、そういうのでうまく補っていくのがいいかもしれない。

【尾関委員】

会員証の話で、登録時に小学6年生でその子が大きくなって中学1年生になったら、利用料300円になる、この変化点は分かるのか。

【磯部会長】

会員が自動的に変換していくということか。

【杉山委員】 小学生が中学校に上がる時だとか、一般の方が高齢者の65歳以上に上がる時と2つ大きくある。そういったところはシステムの方で管理している。ただ高齢者だと誕生日の日に、小学生であれば3月31日そこを一つの区切りとして全体を見て全員が中学生という区分になるということ自動で行う。

【磯部会長】 年齢でしっかり登録できることが前提だと思う。

【磯部会長】 「停留所の廃止といった場合には、直近の交通会議で報告するものとする。」とあるが、交通会議の頻度がたくさんなかったら、間隔が開くのであれば、書面での郵送での報告というのもありにしておいたほうがいい。そのためだけに会議開くのも無駄だと思うので。その解釈を、直近の交通会議で報告するという解釈を柔軟にやってもらえるといいと思う。

【山内委員】 江南厚生病院が町外にあるということで、こちらは相手の市や施設の確認の方はどんな状況になっているのか。

【事務局】 江南厚生病院とは連携がとれている。乗り入れることについてはまだ書面では取り交わしていないが、内諾はいただいている。それに基づいて江南市の公共交通会議にも報告する流れはとっている。江南厚生病院の承諾を受けた後に江南市の方に報告して、江南市の公共交通会議に扶桑町が乗り入れる報告をする。

【磯部会長】 江南市の公共交通会議でもしっかりと報告してもらって。私たまたま江南市の方もやっていて、江南厚生病院は江南市の地域交通会議のメンバーにもいるから、そういう形で調整できると思う。

【松浦委員】 運行事業者は運輸局と相談してやるが、扶桑町の中は許可を持って走ることができるが、江南厚生病院に行くルートに関しては、路線バスなら道を提供する。しかし、この場合は路線を提供するのかわからないのか、混雑していたら一番早い道を走ってしまうのか、その辺のルール道の確定をどうやってするのか。心配するのはもし事故が起こったりするとこんなところを走っていたとかなると運行事業者が不利を受けるので、そのあたりの江南厚生病院に行くルートに関しての取り決めを運輸支局と決めておいた方が、事故があったときにいいのではないかと思った。

【磯部会長】 これは21条なのでどういう扱いになるのかなど。扶桑町の中は、

21条で動くので、町の外は江南厚生病院という施設での乗り降りだけにしているが、この道はどの道を通っていいのかいけないのかルールが適応されるのかされないのか。もちろんこれが本格運行で4条になった場合はどうなるのか、併せて運輸支局からお答え頂きたい。

【山内委員】

まず21条でやる場合、21条は貸切事業の乗り合い許可ということで根底にある事業は貸切事業になる。そのため、走るルートそのものは、タクシーが事前にどこのルートを走ると決めていないのと同様の扱いになる。ただ、チョイソコというシステムの運用の中で乗降ポイントを停留所として決めてもらうことで、今ここに止めるというルールを決めてもらっているという認識です。よって、江南厚生病院に関しては扶桑町のチョイソコは利用者が扶桑町の住民ということで、江南厚生病院に行ったときに江南市の方が利用するかという想定はしていないということなので、相手の公共交通会議でどう扱うかというのは、行政区に入りますねよろしくということだけになるので、江南の公共交通会議でどのように扱うべきかも含めて、声のかけ方があるかと。江南市民からすれば見たことない車が入ってきているねということで違和感を覚える方もいると思うので、当然やはり江南市としては了承してもらう必要がある。一方で、江南市民が利用するものではないので、あちらの公共交通に市民の利用実態に何か大きな影響があるかということ、今のところ想定はしていないと考えられる。

【磯部会長】

結論でいくと21条の場合ではどこを走ってもよいと。4条だった場合どうなるのか。

【山内委員】

これは種類が区域だったり路線とかあるので、それは今回の利用実態だとか乗降ポイントでどういう風な利用があるかということも含めて、じゃあどうしたらいいということは考えられたらいいと思う。今そこを同時に決めてしまう段階でもないかなと感じている。

【磯部会長】

いろいろなやり方がありそうだと。どの道を通ってもよろしいと話で。道路も工事やっていたり渋滞だとかでいろいろな条件があったりするんで、道を選んでもらえればと思う。もちろん扶桑町の中でずっとお客さんを拾ってどの辺から病院に向かったらよいかというチョイスがあった方が、自由度があるということでやりやすい。

【磯部会長】

採決を行いたい、異議がなければ、全会一致で承認でよろしいか。

【委員】

異議なし

## ② 地域公共交通導入・地域公共交通計画策定スケジュールについて

【事務局】 事務局林統括主査より資料2に沿って説明

【磯部会長】 資料2でこの会議の企画回数及び実際にチョイソコ扶桑を走らせるまでの大まかなスケジュール、もう一つ地域公共交通計画が何かというと鉄道、バス、タクシーも含めて、さらにお金を取って人を運ぶものじゃないもの、企業の送迎バスや、福祉系のサービスも全部把握した上での扶桑町としての公共交通のあり方を考えて、足りないところを充足していくという計画である。チョイソコを一つのお試しという形でやりながら、位置づけを確定・確認していく、そういった流れの中での計画のも続けていく、3本立てのスケジュールとなっている。山内委員に質問したい。先ほど基本軸が決まったので、実際の10月の運行までに地域公共会議として決めておかなければいけないことは整っているのか、このことは運行開始までに決めておかなければならないというものが残っているのか、そこを確認したい。

【山内委員】 これまでの話のチョイソコの仕組みや実証運行にかかる話で承認いただいたということなので、21条の運行に関して必要な協議は整っている。ただし乗降ポイント、停留所については申請時には停留所一覧として作る必要がある。これはまだ資料5になっているので、これについては資料5については皆さんで確認して、承認ということで。もし、また今後若干の補足だとかがあれば、7月会議で補足があれば最悪間に合うのかなど。なので、できれば今日の段階で決めていただいて、安心して皆さん会員募集に向けて周知を図ってもらおう。それに向けて住民への周知方法をどうするのか、登録用紙をどうするか、いろいろなことがあるはずと思うので、そこに注力しつつ、見つかった問題点を7月の会議で話し合うというのが良いと思う。

【磯部会長】 7月の会議の使い方は俗に言う微調整ということでやっていきたい。さきになるが実証実験が終わった後本格運行にするのなら、どのあたりまでに意思決定や確認をしたほうが良いのだろう。その感覚を掴んでおいた方が良い。10月に運行開始してやれやれというところが出てしまうと思うので、それではいけない。すぐに1年たってしまう。

【山内委員】 そういう意味ではちょうど半年たった頃がポイントかと思う。実際次がどういう運行形態になるか分からないが、2ヶ月3ヶ月は処理期間としてはかかるので、皆さんが話し合い検討決断する段階が必要に



なる。そういう意味では半年たったときに検証するのが非常に大事なポイントになってくる。このときに出てきたデータや皆さんの感触をもとに方向付けができてくるのではないか。最終的な確認が早めの方がいいかと感じている。とりあえず今回は21条ということなので、事業者としてはあと少し手続きの方向に向かってもらい、実際にどのようにやっていくかの実務面の協議に向かってもらう。

【磯部会長】 おそらく資料2の令和5年4月の地域公共会議がマークされているので、このあたりかと思う。次の年度に向けての用件等がしっかりすべき時だと思う。それも含めてやっていきたい。これも同意いただければ全会一致で承認してよろしいか。

【委員】 異議なし

### ③ 扶桑町地域公共交通会議財務規定について

【事務局】 事務局世古統括主査より資料3-1、3-2、3-3に沿って説明

【磯部会長】 資料3-3上から二つ目の項目の地域公共交通確保維持改善事業費補助金というのは、国からの補助金である。補助金の受け皿がどこにあるかということ、町ではなく、皆さんで集まっているこの会議でお金を預かる約束になっている。ここで財務規定を作り、我々の方でお金を管理していく、そのためには会議で予算を決めるという話である。町からもお金を預かり具体的に何をするかということ、地域公共交通計画というのをコンサルタント会社と契約してその知恵を借りながら実際調査したり、作っていく。そのための費用となる。歳出の中で返還金というのは783万円くらいがまさに業務委託の値段で、町の予算からこの金額を確保しておいて、国からも補助金を預かる。実際使うのはこの783万円くらいになる。国から来た分だけを町に返すという。あとはそれぞれ、国からの補助金が確定されているのか、町予算が町議会の承認を得ているかということところは確認したい。

【山内委員】 国からは各補助企画の中の調査事業という補助金が出ている。この金額は内示という形でこの予算案に入っている金額ということと説明している。あとは実行したときに実際内示額の範囲で出すことになる。実行したものに対して交付申請をしてもらい、こちらも交付するという流れになる。

【磯部会長】 この783万2千円という数字は議会で承認をされているもので間

違うのか。

【事務局】 議決している予算である。

【磯部会長】 よろしければ、全会一致ですという形でよろしいか。

【委員】 異議なし

#### ④ 監事の選任について

【事務局】 事務局齊木課長より資料3-1に沿って説明

【磯部会長】 監事2名をお願いするという話だったが、皆さんは何か提案があるだろうか。なければ事務局側からどのように選任すれば良いか提案あるか。

【事務局】 事務局としては北新田地区民生委員・児童委員の長瀬委員と扶桑町社会福祉協議会の尾関委員を推薦する。

【磯部会長】 今事務局から長瀬委員と尾関委員の名前が挙がったが、それぞれの委員はよろしいか。

【磯部会長】 では、採決をとる。異議がなければ二人をお願いして良いか。

【委員】 異議なし

【磯部会長】 全会一致で承認する。

#### 報告事項

##### ① プロポーザルの結果

【事務局】 事務局林統括主査により資料4に沿って説明

【磯部会長】 運行事業者をきちんと選んだという話になる。何か質問はあるか。では、これは報告ということになるので、次の議題に移る。

##### ② 「チョイソコふそう」 停留所 MAP (暫定版)

【事務局】 事務局林統括主査より資料5に沿って説明

【磯部会長】

今回の報告はあくまで中間報告に過ぎない、自由に発言してもらいたい。赤丸の住宅地停留所は地域の方と話し合っただけで決めるので違いがあるかもしれない。特に青三角の公共施設等停留所は町のものでやっていくので、これで十分なのか漏れていないか、そういうのがあったら今日話していただくと助かる。緑四角の事業者停留所はこれから増えていく予定だと。皆さんの方からあの事業者この事業者是非という話があればどうぞ。

【松浦委員】

停留所に設定するとそれなりの協力金を払うということがあるかと思う。岩倉でやったときは病院や歯医者には協力金の協賛が全然なかったから、市側で停留所に入れたという経緯がある。協力金だけをめどにすると、少しそのあたりが弱くなると思って、病院や歯医者を入れていけると良いと思う。

【山内委員】

資料5の（暫定版）の意味について、先ほども少し触れたが、この申請の時には停留所を表にして作ってもらいたい。この申請は早めにしてもらったほうが私は良いと思う。今ここに上がっているものは暫定版とはいえ、今から設置について交渉するのか。ここにあるものは決まっています。これ自体は申請書に載せられるものだと理解していたが、ここから追加するものは今日資料1で決めたルールに従って進めてもらうものだと思っていたが、そのあたりの進め方を確認したい。

【磯部会長】

資料5に付けてもらったものは場所としては確定している。そうしたらそれで資料作りを続けてもらう。後は追加でやれば良いのではそういう話である。

【事務局】

今見てもらっている資料5についてはすべて申し込みいただき確定している状況です。今各種いろいろなところに話をしているけどまだ確定していないところがあるので暫定版という形をとっている。町としても停留所のマップ作成していく必要があるんで、ある一定のところでは線引きは必要になる。それが近々にはなるがそういったところで線引きをして、まず線引きの際に確定版としていきたい。10月からスタートになるのでその間の追加の方法というところになると思うが、どの時点で申請していけば良いのか。

【磯部会長】

もう少し待てば増える可能性があるから、申請時に少し増えているものを出せば良いのかどうしたら良いのかという話。どの日付タイミングで申請すべきか。7月末より前にしたいけどという話が先ほどあ

ったが。

【山内委員】 いろいろな事情があると思う。会員募集のタイミングや停留所の場所もあるので。ただ21条の許可申請に当たっては、その時点で申請を例えば半年なりという期間で実証実験をやりと決めて申請してもらうので、そのときには停留所は固定をしておいてほしい。

【磯部会長】 今日の資料5はあくまでも暫定版という形で、今の途中経過はである。先ほどのように第二回が7月中にあるので、そこで確定していくというスケジュールがある。それまでに相談に行くのだろう。

【事務局】 停留所に関しては7月中に申請をするので、その前の段階で、線は引いて、その後は運行計画に基づいて停留所の増減をしていく形、あまり減はないが増をしていく流れという認識ではいたが。それによるしいか。

【磯部会長】 要するに細かい停留所を確定したら後の変更はどのタイミングでできるかどうかについては事務局が問い合わせしているそうだが、いかがか。最初の協議事項1では増減できるようにしたが。

【山内委員】 21条の許可自体は基本的には許可を受けた事項について後から変更する手続きは手続き上はない。あとはその事情かと思うが、そこも私が今どういう風にできると約束はできない。

【磯部会長】 あくまでも7月に申請するのでそのときにきちんとしたものを出すと。じゃあ今日決めてしまうとまた変更がどうのこうのとなってしまうので暫定版で採択進めていると。正規に申請したときにはいったん確定したものを出していくという枠組みになる。

【鈴木委員】 1点だけ、道路を渡って停留所に行くのはなるべく避けてほしい。小さい道路ならしょうがないところがあるが、これを幹線道路沿いに何個かあるのが確認できる。信号機や横断歩道があれば、そこを渡ってもらうことが非常にならなっているところだが、このチラシにも出ている通りやはりバスの死角から渡ったり、夜遅くの時間に斜め横断をされると非常に事故が増えるということがあるので、地区で一つくらいあるとその地区は道路を渡らずに通れるかと思う。もしそういうのを策定するときはそのあたりも考慮して停留所を考えていただくと助かる。

【磯部会長】 これは具体的にマークされた点の場合に何を意味するかという話。例えば1本の道路があった場合、右から来る場合左から来る場合いろいろと車もいろんな形で運用上ぐるぐる回っていくが、だからどうやって待ち合わせ場所を設定していくのか。

【事務局】 住宅地停留所はどこもかしこもというわけではなく、主に各地区の公民館であったり、資源ゴミの回収スペースがあるところを事務局として各地区の駐在員、代表者に伺いを立てそこを選定している。全くスペースがないところに地区の停留所があるということはない。公共施設はもちろん駐車場を完備しているところが多いので、待合のスペースであったり、幅寄せができるスペースなどを確保した場所に設置できるようにしている。事業者停留所も基本的には駐車場内への乗り入れを前提としているので、難しいところは協議していかないと思うが、基本的な前提としては安全に配慮して乗降できるようなところを確保している。

【松浦委員】 ポールみたいなバス停留所は置かないのか。たぶんおけないと思う。私有物でいろいろなところにお金を払ったり、警察とかいろいろなところがあるから、バス停というものはないがここで乗るという場合は、例えばA3 くらいのチョイソコ乗車場というようなパネルかシールを一カ所に集中していかないと、お客さんも運行事業者も困ってしまうから、壁とか金網にそういうパネルかシールを貼って。停留所は置かなくても一カ所に限定するような目印をもうけるということによるしいか。

【事務局】 停留所はバス停のような構造物を置くわけではない。停留所にはA3サイズで、青いチョイソコふさの停留所名が載っているものを掲示する。フェンスや、壁面に掲示をし、運転手と利用者が分かるように場所に設置していく。

【磯部会長】 鈴木委員が言っていたのはそこへ行くまでの降りた後の道順の安全の確保が必要という話だった。事務局から提出のあった議題は以上で

ある。

### 3 閉会

【事務局】 閉会の挨拶を行う。

令和 4 年 7 月 28 日

本書は、令和4年5月30日に開催された扶桑町地域公共交通会議の議事要旨に相違ないことを証する。

署名人 渡邊 浩行

署名人 永川 博之